

令和6年蔵王町議会第2回定例会12月会議

---

令和6年12月11日（水曜日）

---

出席議員（13名）

1番	平間 徹也	君	2番	宇田川 敬之	君
3番	佐藤 敏文	君	5番	藤澤 麻衣子	君
6番	葛西 清	君	7番	馬場 勝彦	君
8番	村上 正文	君	9番	今 千佳	君
10番	松崎 良一	君	11番	外門 清	君
12番	伊藤 雅代	君	13番	村上 一郎	君
14番	佐藤 長成	君			

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	村上 英人	君
副 町 長	平間 喜久夫	君
会計管理者 会計課長	我妻 敏	君
総務課長	鈴木 賢	君
防災専門監	佐藤 洋一	君
まちづくり推進課長	高橋 幸治	君
町民税務課長	川井 大文	君
保健福祉課長	大槻 充夫	君
子育て支援課長	鹿島 亜希	君
環境政策課長	宮澤 一弘	君
農林観光課長	佐藤 敏彦	君
建設課長	大槻 健一	君
病院事務長	鈴木 智子	君

上下水道課長	平間勝文君
教 育 長	文谷政義君
教育総務課長	日下光義君
生涯学習課長	佐藤孝志君
スポーツ振興課長	佐藤武憲君
農業委員会事務局長	山家信行君

---

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤長也君
事務局 長 補 佐	相原宏美君

---

議事日程 第2号

令和6年12月11日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 88号 副町長の選任について
- 日程第 4 議案第 89号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 5 議案第 90号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第 91号 動産を取得することについて
- 日程第 7 議案第 92号 蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第 93号 蔵王町認定こども園設置条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 94号 蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第 95号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について
- 日程第11 議案第 96号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第 97号 令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 98号 令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 99号 令和6年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第100号 令和6年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第2号）

日程第 16 議案第 101号 令和6年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 17 議案第 102号 令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第 88号 副町長の選任について

日程第 4 議案第 89号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第 5 議案第 90号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第 6 議案第 91号 動産を取得することについて

日程第 7 議案第 92号 蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

日程第 8 議案第 93号 蔵王町認定こども園設置条例の一部を改正することについて

日程第 9 議案第 94号 蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正することについて

日程第 10 議案第 95号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合規約の変更について

日程第 11 議案第 96号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）

追加日程第 1 議案第 3号 議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議案の提出について

日程第 12 議案第 97号 令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 13 議案第 98号 令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 14 議案第 99号 令和6年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 15 議案第 100号 令和6年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第2号）

日程第 16 議案第 101号 令和6年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 17 議案第 102号 令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） それでは皆さん、おはようございます。

それではこれより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により12番伊藤雅代君、13番村上一郎君を指名いたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名につきましては、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議案第88号 副町長の選任について

○議長（佐藤長成君） 日程第3、議案第88号副町長の選任についてを議題といたします。

本件に関係ある副町長は退席ください。

〔副町長 平間喜久夫君 退席〕

○議長（佐藤長成君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第88号副町長の選任について、提案の理由をご説明申し上げます。

蔵王町副町長平間喜久夫氏は、本年12月31日をもって任期満了となるので、同氏を再度副町長に選任しようとするものであります。

平間喜久夫氏は副町長を2期務め、その人格、識見とも周知のとおりであります。

したがいまして、副町長として最適任者であると思われまますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） ただいま町長より提案理由の説明がございました。

今回平間副町長は2期目ということで、今回3期目ということなんでしょうけれども、ほかに副町長の選定に当たってはいろいろな方法があると思うんですけども、ほかの方を当たったことはなかったものなのか。また、今回3期目ということで、提案するに当たりどのような部分を重視して選定しているものなのか、その辺をお伺いします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） ただいまありますが、どなたか考えていたのか。また、あとどのような理由で3期目を提案したのかということではありますが、まず1つは大きな事業を抱えているこの統合中学校の問題ですね。そのほかにも、それに当たって今までもこの2期8年間でありますが、平間副町長にはしっかりと対応していただいて、また私のサポートとしてしっかりやっていただきました。

そういったことで、これから来年度から、この建築等々に入っていく大きな事業に入っていくわけですので、教育長含めて今の体制でしっかりと対応していきたいということで、3期目を選ばせていただいたところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） 町長ありがとうございます。町長ももう既に長い任期ということで、そういった中で副町長におかれましても今回3期目ということで、今後の事業を抱えながらしっかり進めていくと。そういったことの理由だと思うんですけども、ぜひともその辺は、町長、副町長はじめ先頭切っていただいて、庁舎内の職員一丸となって進められるような、そういった体制をつくっていくためにも、しっかりと努めていっていただきたいなと思います。終わります。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立12名〕

○議長（佐藤長成君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

副町長は自席にお戻りください。

〔副町長 平間喜久夫君 着席〕

○議長（佐藤長成君） ここで、平間喜久夫氏より挨拶の申出がありましたので、これを許します。平間副町長。

○副町長（平間喜久夫君） ただいまは、議案第88号副町長の選任について、全員でご同意いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、2期8年間ということでやらせていただいております、3期目ということになります。

この2期8年を振り返ってみますと、福島県沖地震、そして台風19号、こうした災害対応、さらにコロナ禍という中、あるいはウクライナ紛争などによる物価高騰、こうしたことに加えまして、白石市外二町組合、これの解散問題、本当に目まぐるしかったと思っておるところでございます。こうした中でございますが、統合中学校の建設事業、そして認定こども園の設置など大型公共事業、これを計画的に進めることができたのは、まずは村上町長の手腕と、そして議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜物であると考えております。

これからも、少子高齢化、人口減少が進む中にあっても、持続可能で住みよいまちづくりに向けまして、村上町政を全力で支えてまいる所存でございます。

議員各位のなお一層のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第4 議案第89号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第4、議案第89号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第89号工事請負契約の変更契約の締結につ

いて提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年蔵王町議会定例会11月会議及び令和6年蔵王町議会第2回定例会において可決いただいた認定こども園（永野）増築・改修工事について、設計の変更に伴い、契約金額の変更が必要となったことから、蔵王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細等につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） 子育て支援課長の鹿島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第89号の詳細につきまして説明申し上げます。

資料は、議案第89号説明資料をご覧ください。

まず1ページをお開きください。

今回変更契約させていただく工事名ですが、令和5年度（債務）認定こども園（永野）増築・改修工事でございます。

工事場所は蔵王町大字塩沢字上野29番地23外でございます。

契約金額に関してですが、現契約額が6億3,619万500円でございます。

変更契約額ですが、6億4,501万9,100円でございます。

変更増減額が882万8,600円となり、増額変更となります。

請負者につきましては、株式会社松浦組で、住所が柴田郡柴田町船岡中央3丁目1番5号でございます。

予算状況でございますが、令和5年度の工事請負費といたしまして、2億4,178万円を前払金として支払い済みでございます。令和6年度の債務負担行為設定額としまして、4億5,000万円を令和6年度当初予算要求額として予算計上をしております。したがって、この工事の合計予算額としましては、6億9,178万円の予算を確保させていただいているという状況でございます。

続きまして、工事の変更概要について説明いたします。

資料は2ページをお開きください。

変更概要としましては、建築工事、外構工事、機械設備工事のそれぞれの内容でございますが、建築工事が変更増額の約7割を占めております。

内容としましては、建物接続金物の仕様変更、それから遊具の仕様変更等になりまして、

617万2,600円の増額変更となっております。

変更理由としましては、新築部分と既存園舎の接続部分の耐震性向上、それから遊具の仕様変更に関しましては、園児の熱中症対策を考慮した仕様変更となっております。いずれにしても、当初の設計にはない部分の変更が発生したもので、緊急性や必要性が高いものでございます。

そのほかの変更概要につきましては、ご覧のとおりとなっておりますので、詳細につきましては、ご確認いただければと思います。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 内容は分かったんですけども、これで2回目なので、まだ工事、もう最終盤に来ていると思うんですけども、これ以上の変更することがあるのかなのかというのが、もうこれで最終なのかどうかという、予算は6億9,000万円も取っていますので大丈夫だと思うんですけども、一応そこだけちょっと。もし分かる範囲であれば。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えします。

工期につきましては、2月末の工期としておりまして、9割程度工事が進捗している状況でございます。

変更につきましては、予測不可という部分もございますが、この変更をもって最終にはしたいんですけども、もし議決が必要な場合は変更が生じるという場合もございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 建築工事の変更についてお伺いをいたします。

まず接続金物の仕様変更の関係で、耐震性の向上のためという説明をいただきましたけれども、例えば、震度幾らぐらいのもともとの考え方が今回の耐震性向上によってどれぐらいまで強化されるとか、その辺の具体的なものがありましたならば、説明をいただきたいということと、その下の遊具の仕様変更、熱中症対策の向上というのは具体的にどういうことによって熱中症の対策が向上するのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

まず建物接続金物の仕様変更でございますが、こちらにつきましては、現設計につきましては、そういった耐震の仕様を見込まなかったものとして、設計額を当初抑えるために耐震性を考慮したものではなく、見切り金物接合という仕様で設計をしたものでございます。

今回変更をさせていただくものにつきましては、震度の内容状況まで勘案はしていないんですが、しっかりとした耐震性を考慮した変更内容としておりまして、伸縮性が優れた金物の接合によるものを変更させていただくものとして、今回240万円ほどの増額をさせていただいたものでございます。

遊具につきましては、園児の熱中症対策という仕様変更という部分でございますが、ユニット砂場というものを設置しまして、そちらを屋根付きのものに仕様変更させていただきまして、熱中症対策を講ずるというものでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第90号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第5、議案第90号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第90号工事請負契約の変更契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年蔵王町議会定例会11月会議及び令和6年蔵王町議会第2回定例会において可決いただいた統合中学校敷地造成工事について、設計の変更に伴い、契約金額の変更が必要となったことから、蔵王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきまして主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） それでは、私から議案第90号工事請負契約の変更契約の締結についての提案理由の詳細について、別紙の議案第90号説明資料に基づいて説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 番から順に説明いたします。

工事名ですが、令和5年度（債務）蔵王町統合中学校敷地造成工事でございます。

工事場所は、蔵王町大字円田字西浦上地内。

契約日は、第1回目の変更契約について議決をいただきました令和6年3月12日となっております。

工期につきましては、令和6年12月27日までとしております。

工事の概要ですが、造成工事一式となりますが、今回、変更増としまして、暗渠排水工、水替ポンプ運転、張芝工となっております。

契約金額ですが、現契約額は6億7,225万6,200円としておりますが、今回の変更により、568万400円増の6億7,793万6,600円とするものです。

請負者につきましては変更はありません。

次に、予算の状況ですが、令和5年度中に前払金として2億4,200万円を支出済みであります。令和5年度に設定した債務負担行為の額である5億9,800万円を令和6年度当初予算で措置しております。

次に、変更の内容についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

まず1点目としまして、造成盛土を施工している際に、現地が水田であったことから、数か所から湧き水が発生しております。これが支障になりますことから、敷地外に排水する管渠の設置箇所まで暗渠排水管を設置することにより、排水処理するための変更となります。

2点目としまして、ただいま説明しました湧き水を処理するため管渠設置箇所まで集水いたしますが、道路を横断する管渠や集水ますが完成するまでの間、下流の水路へ人工的に水を流すため、排水ポンプを59日間常時運転することが必要になったための変更となります。

3点目としまして、今回は防災調整池内にテニスコート4面を設置しますが、内部法面の植生保護について、当初は通常の草類による植生を計画しておりましたが、将来、試合観戦な

どをする際にこの法面を利用することを考慮して、張芝により植生保護することにしたための変更となります。

最後に、工事を施工するに当たり、施工数量に変更が発生することから、出来形による精査により精算変更をするものであります。

3ページをご覧ください。

今回変更する部分を平面図に表したものとなっております。

まず、この平面図の中の赤の線が暗渠排水管になります。次に、字が小さくて大変見づらんですが、一番東端の水替工排水ポンプと記載の部分にポンプを設置して排水しております。緑色に着色している部分は防災調整池の内側の張芝を施工する部分となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） これも一応2回目なので聞きますけれども、この予算状況が8億4,000万円取っているということなので、ひょっとしたらその田んぼで水が出てきて暗渠が必要だって、ほかのところでもなるのかななんてちょっと考えたりするんですけれども、そういったことの可能性はあるんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今回の造成工事につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、今月末が工期ということにさせていただいております。そういったことで、敷地全体についての掘削ですとか、そういった部分については、ほぼほぼ終了している状況となっておりますので、今回、資料3ページの図にありますとおり、水路に近い部分からの湧き水が特に確認されているという状況でありまして、それ以外の部分からは確認をされておられませんので、今回で全て終了ということになるかと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） そうするとこの8億4,000万円取った分も要は減額に、造成工事のための8億4,000万円だと思えますけれども、これは減額になりそうと見込んでいるということでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

こちらにつきましては議員お見込みのとおり、今後、最終的な精算が完了した時点で予算のほうは減額させていただくということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第91号 動産を取得することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第6、議案第91号動産を取得することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第91号動産を取得することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、蔵王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産の買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

なお詳細につきましては、主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） このたびは、小学校教師用教科書、指導書の購入に当たり、正当な手続を経ないで購入してしまい、本当に申し訳ございませんでした。教育長として強く責任を感じております。心よりおわび申し上げます。

今後は、通常の動産取得と同様に指名委員会に諮り、随意契約を締結し、取得する手続を取

らせていただきます。また、職員への指導を徹底し、このようなことが二度と起こらないように職務を遂行してまいります。どうぞご追認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは教育総務課長より、今回の経緯と原因、今後の対策について説明させていただきます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） それでは私から、別紙の議案第91号説明資料ということで、1ページと2ページ、経過報告書ということで、これまでの経緯と原因、それから今後の対策について説明させていただきます。

まず、今回の経緯ですが、9月末頃、教育総務課職員がインターネット上のニュースで、他の自治体において必要な議決を経ずに教師用指導書等を購入していた事案の報道を受けまして、本町の教師用教科書及び指導書の購入の状況を確認いたしました。

今年度の小学校教科書改訂に伴い、児童が使用する教科書につきましては、国の教科書無償給与制度により、無償で配布されております。一方で、教師が使用する教科書及び指導書につきましては、無償給与制度の対象とはならないため、町が教科書取次店である株式会社岡崎商店から購入をしております。教師用教科書及び指導書の購入は、4年に1回の教科書の改訂に伴い、必要となるものであります。

令和6年度の状況ですが、令和6年度に購入した小学校教師用教科書及び指導書につきましては、予定価格が700万円以上であり、議会の議決に付すべき財産（動産）の取得であったにもかかわらず、議決を経ずに購入していたことが明らかになっております。

続いて、これまでの状況ですが、これまでの教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入についての状況を確認しております。資料の表にありますとおり、予定価格が700万円以上であり、議会の議決に付すべき財産の取得に該当する教師用教科書及び指導書の購入で議決が必要なものは、令和6年度以外にはないことを確認しております。

教師用教科書及び指導書については、通常の、失礼しました。続いて原因について説明いたします。教師用教科書及び指導書につきましては、通常の書店で販売されているものではなく、株式会社宮城県教科書供給所が選定した教科書取次店、本町の場合は白石市の株式会社岡崎商店からのみ購入できるものであり、教育総務課から株式会社岡崎商店に必要部数を記入した注文書を提出し、それに基づき各学校に納品されるものとなっております。購入については、通常の財産の取得のように、取引業者の選定や価格の競争を行わない購入手続であ

ったことから、議会の議決に付すべき動産の取得であることを失念していたものであります。

続いて、今後の対策ですが、今後の教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入におきましては、前年度に教科書等購入のための債務負担行為を設定する議案を提出いたします。議決後は、通常の動産の取得と同様に指名委員会に諮り、業者を決定し、随意契約を締結し取得する手続を取ることとし、議会3月会議において新年度当初予算お認めいただいた後に、追加議案等で動産の取得に関する議案を提案させていただくことにより、手続を失念することのないよう進めてまいります。

このたびは大変申し訳ありませんでした。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） お願いします。前々からちょっと分からなかったなと思うところがありまして、お伺いします。

今回のところでは、教師用教科書及び指導書の購入ということで、一くくりになっておりますが、教師用の教科書、それから指導用の教科書というところで、教師用の教科書、子供と同じ教科書を扱う、買っていただく場合と、それから指導用の教科書というまたちょっと別の教科書があるわけ、教科書というか別のものがあるわけなんですけれども、これはセットで考えなくてはいけないのか、子供とまるで同じ教科書がこの決算額に含まれているのか、含まれていないのか、そのあたり。含まれていなくても700万円以下にはならないと思うんですけれども、ちょっとそこ、どのように分かれているかお尋ねします。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

教師用の教科書とあと教師用の指導書がございます。教師用の教科書については、児童と同じものを使いますので、それを購入しております。その総額は26万円ぐらいとなっております。そのほかに教師用の指導書として、今回デジタル教科書と一緒にセットになりましたので、そのほうの総額が大きくなったという内容でございます。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。

予算特別委員会のときに、この多額な予算の要求があったというところで、気づいていた部分があり、そのところで700万円を超したらという、その動産の取得に関してのところを気

づいていなかった私がいまして、そのところでどうなっているんですかとお伺いするチャンス、幾らでもあったような気がするんですが、そこがうまくできなかった自分を恥じたいと、今、思っております。

教師用教科書、それから教師用指導書、もう本当に指導書、今、なくても本来なら指導書がなくても指導できなくてはいけないはずなんですが、ただ、今の現状では指導書がないと、毎時間違う教科の授業を行う小学校の場合には、特にいわゆる赤本と言われている教科書、それから指導書と言われているもの、それからデジタル教科書というところで、今回それを使いこなしていかななくてはいけないというところで、必要性を感じてこの額なんだなと思って終わってしまったというところがありました。

ただ、私自身を振り返ると、反省しなくちゃいけないことがいっぱいあるんですが、しかしながら、やはり手続は手続なので、今後このようなことがないようにダブルチェックなり何なりしていただきたいと思いき、私たちと言っちゃいけないかもしれませんが、議員として気づいたところ、指摘させていただくということもしっかりやらなくちゃいけないと思いきしたので、質問させていただきました。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） ご指摘ありがとうございます。

これからも、職務に本当にチェック体制をしっかり整えて、先ほど申しあげました今後の対策を基本として、これからはこういったことのないように努めてまいりたいと思いき。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 教師用の教科書指導書の購入について、今現在は議会の議決を経ておりませんから、契約は無効という状況でございます。つまり相手方に対しても代金を支払う根拠がないというのが、今現在の状況でございます。

それで議案第91号によって仮に追認の議案が可決されたとすれば、契約時点に遡ってこの契約が有効になるということをお求めての議案提出だと思いきけれども、遡って有効になるというその根拠ですね。これは今までの裁判の判例ですとか行政実例ですとか、何を根拠にして遡って有効となるのか。その点についてお伺いをしたいと思いき。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

民法、そしてあと行政契約というものからいきますと、契約書を取り交わすということで

はなくて、両者の同意があった上にあった場合、注文書でその契約は成立するとなっております。それで慣例として、この教科書につきましては、注文書の発注をもって契約が成立するという事になっております。

もう一方、こちらのほうに、地方自治法の96条1項8号の規定、そしてまた、蔵王町の議会に付すべき案件の条例、こちらから正当な手続を経ないで契約を行ったという形になります。

それで、昭和48年3月の仙台高裁の判例がございます。本物件の同契約による本物件の処分についての追認を求める旨の議会の追認があった場合には、これは手続の瑕疵、手続の十分でなかったという瑕疵となるんですが、その瑕疵は治癒されるものであるという判例が出ております。この判例に基づいて今回追認をお願いするものでございます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

私もいろいろこの件については、事前に調べさせていただきました。最終的には今、教育長さんからご説明をいただいた仙台高等裁判所の判決がベースになっているということでございます。ただ一つ確認ですが、今、昭和48年3月13日とおっしゃいましたが、昭和49年3月13日ではなかったかと思えますけれども、そこを確認いたします。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） 大変申し訳ございません。答弁を訂正させていただきます。

昭和49年3月13日の判決でございます。大変失礼いたしました。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第92号 蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第7、議案第92号蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正す

ることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第92号蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率改定を行うとともに、子供の減免対象年齢を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、国民健康保険事業の健全財政を維持するため、令和4年度の税率引下げ前の水準まで税率を引き上げるものであります。また、子供の減免対象年齢を18歳まで拡大することで、子育て世帯の負担軽減を図るものであります。

なお詳細につきましては、主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） それでは、私から議案第92号の詳細説明をさせていただきます。

今回の改正の内容は、主に国民健康保険税の税率を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

本町における国保税の税率引上げは、平成23年度以来となるものでございます。税率引上げの必要を判断した理由につきましては、先週の議員全員協議会で詳細をご説明申し上げましたので、簡潔に申し上げさせていただきます。

まず1点目といたしましては、基金残高の減少及び新型コロナウイルス感染症の5類への移行であります。本町の国保税はコロナ禍における国保加入者の負担軽減のため、令和2年度、令和4年度と続けて税率を引き下げ、今では県内で最も安い水準となっております。その一方で、国保加入者の減少、医療費の上昇などに伴い、国保会計の財政調整基金の残高は毎年1億円以上減少している状況でございます。令和5年度決算で約3億円まで減少した基金が、このまま何もしなければ、数年先に枯渇してしまう恐れがあるものと捉えてございます。そのため、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことなどを踏まえ、令和4年度の引下げ前、つまり令和3年度の水準まで税率を戻し、国保会計の安定化を図ろうとするものでございます。

2点目といたしまして、保険税率の県内一本化に向けた激変の緩和でございます。宮城県で

は、厚生労働省の保険料水準統一加速化プランに沿って、県内市町村の国保税の税率の一本化に向けた取組を進めており、令和8年度に納付金ベースによる統一、その後、令和12年度に完全統一する方針でございます。現在の蔵王町の国保税は、県内で最も安い税率でありますことから、県内一本化のための改定の際には、大幅な引上げになるものと想定されます。そのため、今回引上げを行うことで、激変の緩和を図ろうとするものであります。

以上の2点が税率引上げの理由であります。それに併せまして国保に加入している子育て世帯の負担軽減のため、新たな子育て支援策として、現在未就学児に限られている均等割の2分の1軽減を、町独自に18歳まで拡大するための改正をしようとするものでございます。

次に、改正の具体的な内容につきまして、配付の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

国保税の課税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の大きく3つに区分されておりました。それぞれに所得割額、均等割額、平等割額を算定し、合計したものが年税額となります。今回の改定は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の所得割額と均等割額を引き上げようとするものであります。

まず、第3条第1項の改正であります。これは基礎課税額の所得割額を規定している条文であります。税率を100分の5.0から100分の6.0にしようとするものであります。

次に、同じページの中ほど、第5条であります。これは基礎課税額の均等割額を規定している条文で、国保加入者1人に係る税額を1万7,400円から2万2,000円にしようとするものであります。

続く第6条及び第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額と均等割額を規定しており、前者は税率を100分の1.6から100分の2.0に、後者は税額を5,700円から7,000円にしようとするものであります。

以上が今回の引上げに関する主な改正で、以降の改正箇所は、新たな子供減免の導入を除き、ほぼそれに付随するものとなります。

まず2ページから7ページまでの第23条第1項及び第2項は、低所得世帯などに対する均等割額の7割、5割、2割の軽減額を具体的に定めている条文であります。先ほどご説明申し上げました基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額の引上げに伴い、軽減額も変わってくるようになります。

まず2ページ、第23条第1項第1号ですが、7割の軽減額を定めた条文でございます。

3 ページ、4 行目、アにつきましては、基礎課税額の均等割額の軽減額の規定であります。現行では均等割額 1 万7,400円の 7 割である 1 万2,180円でございますけれども、改正後は 2 万 2,000円の 7 割になりますので、1 万5,400円が軽減額となるものであります。

次に、12行目、ウをご覧ください。

これは後期高齢者医療支援金等課税額の均等割額の軽減規定でございます。現行では均等割額5,700円の 7 割の3,990円でございますが、改正後は7,000円の 7 割になりますので、4,900円が軽減額となるものであります。

次に、4 ページをご覧ください。

3 行目からの第 2 号につきましては、均等割額の 5 割の軽減額を定めた条文でございます。11行目のアにおきましては、現行の基礎課税額の均等割額の 5 割、8,700円から、改正後の均等割額の 5 割である 1 万1,000円に改め、下から 5 行目のウにおきましては、後期高齢者医療支援金等課税額について、同様に2,850円から3,500円に改めようとするものであります。

次に、5 ページをご覧ください。

10行目からの第 3 号につきましては、均等割額の 2 割の軽減額を定めた条文でございます。基礎課税額は、下から 6 行目のアにおいて、後期高齢者医療支援金等課税額は、6 ページ 3 行目のウにおいて規定してございます。

次に、6 ページ下から 7 行目の第 2 項でございます。この条文は未就学児 2 分の 1 軽減の額の規定であります。

7 ページをお開きいただきまして、2 行目、第 1 号では未就学児 1 人当たりの基礎課税額の均等割の軽減額を規定し、次に、9 行目、第 2 号については、後期高齢者医療支援金等課税額の均等割額の軽減額を規定してございます。それぞれア、イ、ウ、エとございますが、アが 7 割軽減の世帯、イが 5 割軽減の世帯、ウが 2 割軽減の世帯、エがそれら以外の世帯の軽減額を定めております。

次に、8 ページをご覧ください。

右側の表、改正案の上から 5 行目、第 26 条の 2 として、新たな条文を追加しようとするものであります。これは、さきに申し上げました 18 歳の年度末までの子供について減免できるように規定するものでございます。減免の割合は規則に委任するものであります。該当する子供の均等割額について 2 分の 1 としたい考えであります。このことにより、現在未就学児に限られている軽減を町独自に 18 歳まで拡大し、子育て世帯の負担軽減を図ろうとするものであります。

次の改正案の第26条の3につきましては、会社の健康保険などの被扶養者であった65歳以上の方が、扶養者の後期高齢者医療制度への移行に伴い、会社の健康保険を抜け、国保に加入した際に受けられる減免の規定であります。

これまでご説明申し上げた税率や軽減額を反映させたほか、条の繰下げなど所要の改正をしようとするものであります。

以上、一部改正条例案の詳細をご説明申し上げました。

施行日は令和7年4月1日であります。

なお、これらの税率改定及び条例改正案につきましては、11月19日に本町の国保運営協議会で審議していただき、原案を可とする答申を受けてございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。全協で聞いた部分とかぶるものもありますけれども、お聞きしたいのは、今回今まで一番安かったのを1%上げてということで、戻すけれども、18歳までの医療均等割、国保税均等割2分の1負担するよということですが、これ大変すばらしいなとは思いますが、一応もう一度対象人数と金額を教えてください。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） お答えさせていただきます。

ただいまのご質問、人数と費用ということですが、小学校1年生から高校生3年生までということで、今、現時点で試算してみたところ、対象者が約130人、要する費用は約190万円というところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。全部無料化にすると380万円ということだと思っておりますけれども、私はやっぱり町長にちょっとお聞きしたいのが、政治的判断でこの380万円まで、やっぱり半額じゃなくて全額、18歳未満まで均等を無料にするという意見等々は、町長の中にはあったのかなかったのか、ちょっとそこをお聞きしたいんですけれども。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 未就学児の半分ということで考えてきましたし、今、言われたことにつ

いては全く考えていなかったところであります。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 非常に残念ですけど、ただ、全体でかかる費用が380万円ですから、これからぜひ検討していただければ。別に税率を変えて、後でも全協のとき言っていましたけれども、一般会計からの繰入れで対処もできるという答弁を頂いていますから、ぜひ町長、その辺も検討していただけたらと思うんですけども。もし答弁あれば。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） ただいまの件でお答えいたします。

一般会計からの法定外繰出しということでございますけれども、何が何でも絶対駄目だというものではないんですが、基本的には、法定外繰出しは削減または解消が求められる対象となっておりますので、これを実施するとなれば、完全統一後はどういうふうになるかまだ未定でございますが、やるとなれば国保の財政調整基金を財源としてやるべき事業なのかなど考えてございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） ほか質疑ありませんか。2 番宇田川敬之君。

○2 番（宇田川敬之君） 基金残高についてお聞きします。

毎年1 億円以上減少しているということで、今回の税率を上げて2,500万円ぐらいですか。歯止めがかかるということをおっしゃっていたと思うんですが、そうだとすると、今の残高からすると焼石に水なんじゃないかなと思うんですが、枯渇した場合というのは、どういう政策を取られるご予定なんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） お答えします。

基金を枯渇させるということは、国保会計は皆さんご存じのとおり医療費の支払いでございます。例えば本当に高度医療を受ける方が続出してという場合は、当然財政調整基金等を繰り入れて支出せざるを得ないという状況も考えられます。

今回の改定、さきの全協でご説明したとおり、被保険者1 人当たりの医療費というのが当時、令和の初めは結構低かったんですよ。それがここにきて伸びてきたというのが財政調整基金の減少にもつながっている、結構大きな理由になっております。今後の医療費の動向等を見極めながら、やはり基金が枯渇するというわけにもいかないもので、場合によってはまた二、三年後には税率改定ということもせざるを得ない場合もあるとご理解いただきたいと思います。

います。

○議長（佐藤長成君） 2番宇田川敬之君。

○2番（宇田川敬之君） ありがとうございます。そうするとじゃあ二、三年後に例えば税率を改定することで、基金の枯渇というのは防げるとお考えなんですか。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） 保険税の見直しなんですけれども、県の統一化が進んでいなければそのような状況かと思うんですが、令和8年度からは納付金ベースの統一が始まりますので、それに向けた見直しというのは必要になってくると思いますので、これから県では完全統一を令和12年度と考えて進めておりますけれども、それに向けて毎年毎年保険税を見直していく、上げる必要があるかないかも含めて、見直していく必要があるのではないかと捉えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 今回の国保税条例の一部改正に当たって、11月19日に国保運営協議会を開催して協議したという説明をいただきました。それでまず、この国保運営協議会、どのような役職あるいは立場の方、何名で組織されているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険の運営協議会のメンバーですけれども、国民健康保険条例で構成定めておまして、まず被保険者を代表する委員3名、それから保険医または保険薬剤師を代表する委員3名、それから公益を代表する委員3名と規定されてございます。実際には国民健康保険の加入者から3人、あとは町内の病院の院長さん3人、それから行政区長とかあと民生児童委員から3人の方を選んで組織してございます。

よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。それで11月19日の協議会の際に、結論としては、改正案については可という結論に至ったということで、先日の全員協議会では説明をいただいたところですが、この結論に至るまでの協議の中で、主にどのような意見が出たものか、お伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

結論としては、引上げはやむを得ないということでご判断いただいたところなんですけれども、具体的な意見としましては、引上げ改定をせざるを得ないことは理解するけれども、国保に加入している世帯にとっては負担増になることは変わらないということです。まずその引上げが必要になった理由を丁寧に周知を図ってほしいというような意見が1つ。

それから、これから県が進める保険税の統一が進むわけでございますけれども、なるべく町として急激な増額改定にならないような対策を講じてほしいというのが1つと、あとは最後の意見としましては、子供の減免、18歳まで拡大されるのは大変ありがたいというような主な3点の意見が出たところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。この議案が可決されたとした場合に、今、説明のあった協議会での意見、その中で内容の周知について丁寧に行っていくべきだと、こういう意見があったようでございます。この点について、今後どのような考えで臨むのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

国保運協の際にも回答したところなんですけれども、これから広報ざおう1月号から3月号、場合によってはそれ以降もということになりますけれども、複数回に分けて国保の仕組みを説明するような記事の特集として載せたいと考えてございました。早速、国のまず、この条例が可決いただくかどうかは別として、まず国の保険税の統一というのが進むわけでございますので、それに関しての記事はもう早速載せていきたいと考えたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 今回の改定は仕方ないのかなという思いも持っています。今後県に一本化される、これ前に発表されていたよりもちょっと遅れてきているなというのもありましたし、どうでしょう。平成23年から保険税改定したときにやはり基金の問題、あと将来に向けてということ踏まえて行ったという記憶があって、その流れからすれば、想定以上に基金がたまってきたと。それでここ立て続けに値下げをしたと。その流れ等も重々知っています。

やはり一番気になるのは、ここ数年医療給付費の歳出額が上がったから、これだけ急激に基金が年間1億円以上も減らさなければならないという状況になったのかなと、私はそのように理解しているんですよ。令和4年に値下げしたから、その部分でこれだけの基金がなくなったという感覚では私、ないんですよ。そうしますと、やはり今の医療現場というのは、恐らく高額医療という脳の部分、心臓の部分、それからがんの部分という、大きく分けて3つの医療行為によるものかなと想定しているんですが、やはり問題はこの高額医療をかかえる前の、どういう関係つまり検診とかをして早期発見をすれば、ここまでの高額医療費の歳出はある程度抑えていけるんじゃないのかなと思っております。

ですので、今回の値上げと同時に、あるいは今後やっぱり高額医療給付をできるだけ抑えるためには、やはり早期発見、早期治療というものが重要になると思いますので、その辺についてどのようなご検討をなされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（川井大文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、保健事業を進めることで町民の健康が増進され、医療費が抑えられると、県内全域でそういった取組が行われれば、統一後も保険税の上昇を抑えられるというところはあると思います。

なお町内の医療費、高額医療費に限ったことではないんですけども、医療費分析してみましたところ、公費負担分で令和5年度の実績になりますが、蔵王町の場合、入院外来含めて1位が糖尿病でございまして、その医療費8,600万円かかってございます。続いて高血圧症4,600万円。第3位としまして関節疾患4,000万円というようなことで、医療費、国保加入者は減っているんですけども、医療費は増額しているような状況でございます。

今後も、保健事業を進めることで、医療費の抑制に努めていきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
それではここで10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時21分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。  
休憩前に引き続き審議を行います。

---

日程第8 議案第93号 蔵王町認定こども園設置条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第8、議案第93号蔵王町認定こども園設置条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第93号蔵王町認定こども園設置条例の一部を改正することについて提案理由をご説明申し上げます。

本案は蔵王町認定こども園の名称変更及び新たに設置するこども園の名称や位置を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。また、新たにこども園を設置することに伴い、蔵王町立学校の設置に関する条例から、蔵王町立永野幼稚園を削るための条例の一部を改正するとともに、蔵王町保育所設置条例の廃止を併せて行うものであります。

なお詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、今回永野の幼稚園から認定こども園になるんですけれども、当然これまで進めてきた経緯の中で、建物の増築とか、給食の提供もするようになるので、増築とかで土地の購入なども進めてこられたんですけれども、今回、その位置に関して、もともとの永野幼稚園の上野29の23ですけれども、増築というか土地を取得したのものも含めて、一くくりで合筆にしてこの番地にしているのかどうか、それとも別々になっているのであれば、当然この位置の番地ではどうなのかなと、ちょっとその辺を確認しておきたいなと思

ました。お願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

今回土地の取得に至りましたけれども、その案件につきましては合筆等は特にしておりません。あくまでも代表地番ということで、設置条例上、その住所の地番にさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました。そうすると代表の地番で、この位置づけとして条例に入れていても問題はないということで認識してよろしいのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございまして、ほかにも駐車場等ございますが、そちらのあくまでも代表地番で設置の場所を定めるものでございますので、特に問題はないものと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。2番宇田川敬之君。

○2番（宇田川敬之君） 蔵王町おひさまこども園、すごくいいお名前だと思うんですが、この名前ってどなたがつけられたんですか。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） 名称につきましては、令和4年度に公募しまして、おひさまこども園につきましては、宮の認定こども園がそちらになるわけでございますが、当時宮小学校の5年生のお子様にご公募したところ、そちらのおひさまこども園ということで決定しまして、その後蔵王町認定こども園設置検討委員会につきまして決定をさせていただき、今回の名称の設置の条例に至ったということでございます。

○議長（佐藤長成君） 2番宇田川敬之君。

○2番（宇田川敬之君） ありがとうございます。名称の公募とかも町の知名度アップにはすごく大きなイベントにできる可能性があると思うんですね。ですから、次回以降こういったことがあれば、例えばプレスリリースして全国に発信するとか、そういったことで蔵王町の知名度を上げていくということに利用できるという、言葉は悪いですけど使えるものなんじゃないかなと思うんですが、そういったことを今後取り組まれるお考えがあるか、お聞かせい

ただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） おっしゃるとおり、この名称に当たっては、今回は町内の関係でありませんが、ジオパークの場合だと全国に募集をさせていただき、それで茨城県の方のロゴマークが選ばれたと。そのように全国に発信をしながら、これからも活用していきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第94号 蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第9、議案第94号蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第94号蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は老人憩いの家の名称変更を行うとともに、利用料金を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、名称から「老人」を削除し、広く町民の方に利用していただくため、イメージアップを図るものであります。また、電気料金の値上げや物価高騰により、管理運営に影響を及ぼしていることから、入浴料を一律50円増額し、健全な運営を目指すものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） それでは、議案第94号の詳細につきましてご説明いたします。

審議資料の新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をご覧願います。

12ページをお開き願います。

まず1点目は、条例名と、第1条から第4条の「老人」の文言を削除し、第9条では、「老人」を「者」と改めようとするものでございます。

次に、2点目は、次のページをお開き願います。

別表第13条関係を右側の改正案のように改めるものであります。

表の中の改正点を説明いたします。

利用料金表の中、利用区分、町内・町外の利用者の入浴利用料金を一律50円の引上げ改定をしようとするものであります。また、回数券につきましても、町内・町外の利用者の利用料金を一律500円の引上げの改定をしようとするものであります。

また、表の中の利用条件の欄の文言の改正もしようとするものであります。

次に、同じく14ページの下の表をご覧願います。

附則第3項による改正として、蔵王町老人憩いの家施設基金条例につきましても、「老人」の文言を削除しようとするものであります。

次に、15ページをお開き願います。

附則第4項による改正として、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例につきましても、「老人」の文言を削除しようとするものであります。

以上で、議案第94号の詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） それで今回老人を外すといったようなお話なんですけれども、先日全員協議会でも説明がございました。本来、老人憩いの家の目的というのは、市町村の地域において、高齢者に対し教養の向上やレクリエーション等のための場所を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としていると、そういった目的がございまして。そういった中で、今回単にイメージアップを図るための老人といった部分を削除するものなのかどうか。目的はきちっと達成されたものなのか、その辺の確認をさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えいたします。

議員協議会でも説明しましたように、設置からもう42年近くたっておりまして、設置したときで県の部門のほうにも確認しまして、もう年数もたっておりまして、そういった老人の名前を外している自治体もあって、全然問題ないということを確認して、今回「老人」をまず外して、説明しましたように、どうしても老人といいますと、名称的に、PRは、今、指定管理、運営している会社もしているんですが、どうしてもそれがちょっとネックになるので、できれば「老人」を外して、広く老人の方だけでなく皆さんに利用してもらわないと当然運営ができないので、そちらの運営費の関係もあるので、ぜひ外していただきたいというのがありまして、検討したところ、外そうという形の今回の提案になっております。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） 分かりました。そうしますと、憩いの家といったことになるんでしょうけれども、そうしますと対外的には日帰り温泉入浴施設、そういったくくりになってくると思うんですね。恐らくほとんどの人が老人憩いの家じゃなくて、そういった日帰り温泉の施設だよと今度思って皆さん来るんだと思うんですけども、そうした場合、今現在保健福祉課で所管しているんですけども、その変更というのは考えなかったのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 今、所管の変更というのをちょっと理解できなかったんですけども、担当課の問題でしょうけれども、あくまでも保健福祉課、老人とつけているからではなくても、憩いの家で多くの町民の皆さん、またあと利用してもらう。実は、老人憩いの家ということで、雑誌だとかいろいろ書いてあるんですね。そうすると問合せもあるんです。若い人が入ってもいいんですかとか、そういった一つの紛らわしさ、そんなことで県当局ともやらせていただき、それともう一つは、今、受託させているんですね。もうその受託のほうの方々からも、一つそれが妨げになっているような感じがあると、ぜひご検討いただきたいという中で、以前からこの話はあったんですね。私は最初から外したかったんですけども、そんなことで、今回、外させていただきながら、そして多くの方々に利用していただくということで、名称「老人」を外させていただいたということになります。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） ただいまの町長のお話で納得いたしました。実は黄金川温泉の費用の部分、やはり毎年高額な支出がされております。それと揚湯ポンプについては数年に1回必ず交換しなくては行けないと、そのときに大金がかかるんだよという説明がありました。

しかしながら、今現在は指定管理お願いしておりますけれども、以前ですと指定管理料をいただいております、それを先ほどの基金条例に積立てをして、大規模改修においてその部分を使うといったお話でもございました。それが今現在全然その積立てがされていなくて、町からの繰出だけなんです。しかも多額の金額が出されると。そういったところで、今回老人憩いの家という名前も外した中で、今後の方向性として、例えばもうすっかりリニューアルして、新たな憩いの家黄金川温泉としてのスタートを切るだとか、そういったその方向性がないと、ただ毎年毎年多額の費用を繰り出すような状況になっていると思うんですけれども、その辺の考え方を最後町長にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 今まで2年目かな。3年目に入るか。3年目に入るんですが、大分頑張っております。以前の委託先よりも、今、頑張っております。そういった面で詳細等についてはどのぐらいの負担等々、それに当たっては、担当の課長からお話しさせていただきますが、いろいろなことで今、考えさせていただいております。

1つは、町で直接いつまでもやっていくべきか、これはいい施設でもありますし、全国で5本の指に入るぐらい、それだけの鉄分の成分があると。そういったことで今、民間の方がうまく活用してもらえればいなとまず一つは思っています。

また、あと町のほうでできるだけ負担がかからないことを考えながら、そしてその今、業者のほうにもお願いしておりますが、その2つの方法を含めて今、検討していますし、それとあと揚湯の問題も、温度が下がったというのも地下のほうで穴があって、そしてそこから水が漏れていることによって温度が下がったという原因も分かったんですね。いろいろなことをちょっとやっけていまして、なかなか基金を加えるまで行かなかったと。今回そんなこともあって、業者さんからも、ぜひひとつ値上げ等も含めてお願いしたいということで、押し問答あった中でこの50円の値上げということにさせていただいたところであります。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） 私のほうからその利用状況をご説明したいと思います。

令和5年度の実績ですが、全員協議会でもお話ししましたが、令和5年度実績で8万6,690名ということでの利用率になっています。状況見ますと、一番いいときは10年ほど前だと10万人だった状況もあったようです。ですから、今現在コロナ明けになっていますから、今後また利用率上がっていくような形になっていくんじゃないかと考えております。

今回の50円値上げしたことによって、約400万円ぐらいの増収になると思われま

あと、これから今後なんです、増収になった分、そのまるっきり指定管理者の業者のほうではなくて、維持管理は町のほうでやっていますから、幾分か戻してもらって、その基金に積み立てる、これはあくまでも案ですが、そういった方向も今後検討して、来年やってみて検討していかざるを得ないのかなと考えてございます。

よろしく申し上げます。

毎年指定管理を300万円で3年間やっていますので、それ以上の追加等、負担等をしておりませんので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 新旧対照表の12ページをご覧ください。第2条の設置の部分でございます。現行については、ここは設置の目的について書いてある部分ですけれども、そもそも老人の心身の健康及び福祉の増進を図ることが目的になっております。改正案では、地域住民の心身の健康及び福祉の増進を図るということを目的にするということで、施設の名称から老人を取るだけでなく、目的そのものも老人福祉からは離れた目的に変えようという改正なんです。

そういうことで町長にお伺いたします。これは単なる温泉入浴施設として今後位置づけていこうとしているのかどうか、お伺いたします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 蔵王町として今の段階でも当然そうではありますが、温泉としての位置づけでやっております。今後も、今の、ただいろいろなことを検討しながら、町が本当に今の段階でやっていったらいいかどうかということを、先ほども佐藤敏文議員にお話ししたような状況であります。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 町では近年、子育て支援ですとかあるいは児童福祉の充実強化、これは非常に力を入れてやってきていると思いますが、高齢者福祉については後退の局面にあるのではないかなと私は考えております。例えば、地区敬老会の町から1人当たり1,800円の補助金を出しておりますが、対象年齢が77歳から80歳に引き上げられたと。さらに記念品も廃止された。そういうこともございます。

今回、本来は高齢者の福祉増進を図る施設として設置されたものであるにもかかわらず、名称だけでなく、設置の目的そのものからも老人の福祉向上というのが削除され、削除という

か変更されるということで、非常に高齢者福祉の後退になっているのではないかなと思います  
すが、その点について町長はどのように考えておりますか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 1つは、老人の、老人というか年配の方々の高齢者の皆さんの気持ちを  
逸脱するんじゃないかと、この文章からいった場合と、全くそんなことはございませんし、  
1つは9月15日の敬老の日においても、蔵王町は1,800円で私ずっと継続していますが、ただ  
段階的に今、80歳に向かっていっていると。ですからそういうそういった面で、金銭的な問題  
も他町を見ても、私もそんなに外れているようなことをやっているとは思いません。

もう一つは私の趣味が温泉巡り、郷土巡りなんです。そういったあれからいっても、山形県  
は各市町村に全部あるんです、温泉が。宮城県も数多いですが、その中で、老人何々という  
ふうにはやっていないです。ただ75歳以上だとか、そういった方々にこの料金の違いはあつて  
も、老人という名称を使いながらやっている施設というのは私、これ二、三十年前はあった  
施設もありましたでしょうけれども、今は多くの方々が、親子でそしてお孫さんと一緒に、  
この施設で楽しむというような、そういった環境に変わってきているということでもあります  
ので、どうぞご理解いただきたいと思っています。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 経営状況も、大分利用者が減ってきて大変だということで、やっぱり入  
浴料金等の値上げをお願いしなければならない。こういう状況は私も理解をするところであ  
ります。ただ、この老人憩いの家というのは、高齢者の福祉の増進を図る。こういうことを  
基本にして設置した施設でありますから、その精神はなくしてはならない、そういうふう  
に考えるものであります。そういうことから考えますと、今回一律50円の値上げでございませ  
けれども、せめて町内の75歳以上の入浴料金は据え置くという考えができなかったのかどうかお  
伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 今、始まったことでないんですね。これずっと、私がこういう立場にさ  
せていただいてからずっとそういったお話はずっとあります。ただ、この中でなかなか難し  
いのは、町民全員が黄金川温泉を活用している、また利用しているような環境ではないん  
ですね。ですから料金の関係も、遠刈田辺りの皆さんは遠刈田の共同浴場を利用している。  
まず一つは金銭の問題も違う、そしてサービスも違う。ですから、町民全員が75歳以上の方々が  
この憩いの家を利用しているのであれば、正文議員が言われることも考えなくてはいけな

んですが、そこが一部の方々のために考えていくということがいかなものか。その中で、希望者の方々に回数券12枚つづりの回数券を発行させて、そして（「無料の」の声あり）無料の差し上げているということであります。遠刈田のほうからは、経営者からはあまり一部の黄金川だけそういうことをやってもらったら困るというようなお話もあるわけです。そういった面でひとつご理解いただきたいと思っております。

ですから町内一円にやっていくということはなかなか、やはりそこから一円から足を運べるという環境でもないわけでありますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ちょっと確認したいのは、この50円の単価の根拠をどのような話合いで、どのような会議というか、純粹に町の担当者とサンアメニティさんだけで話し合ったのかとか、あとやっぱり50円以上の値上げも求められたりしたのかどうか、その辺ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えします。

この50円の根拠といいます数字的な根拠は積上げはありませんが、まず近隣のこの前も説明しましたように、公の入浴施設を参考にして、蔵王町である遠刈田の施設が400円上限ありますので、今まで黄金川は300円でしたから、その中間を取って50円ぐらいでちょっといけないかということで、本当燃料費等高騰していますから、業者さんのほうもやっぱり幾らでも上がったほうがいいんですけども、だからといって急激に上げられませんので、50円という形の根拠として数字的な積上げの根拠はありませんが、50円という形で案になってございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。そうですね、なかなか商売って難しいものから。50円上げても単価的にはほかの温泉施設と比べても決して高いものではないし、サンアメニティさんも運営するのに何とかこの物価高でも何とかやっていけるだろうと判断したことなんだろうと私は理解しました。

もう一つ確認したいのは、やはり単価を上げて400万円の増収になったら、なったらですよ。なったら基金の繰入れももちろん可能性としてはあるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） これ指定管理、契約も結んでおります。3年契約で来年度までですね。その後、またする際にそういった条項の売上げ幾らとか、その辺はやっぱり契約書の中での協議という形になっていくと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。今回の利用料金の50円値上げの提案についてなんですが、そちらに向けて全員協議会で頂きました資料の収支状況について、1つ確認させていただきたいと思います。令和3年度、令和5年度において、収入の部分におきましてその他の部分が、令和3年度は13万7,737円、令和5年度は24万7,088円となっておりますが、その間の令和4年における収入のその他の部分におきまして、164万2,532円となっております。こちらの大きく変わっている額についての説明をお願いします。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えいたします。

この令和4年から新たにサンアメニティに指定管理を委託しましたので、サンアメニティのほうでいろいろなイベントとか催しをやって、その関係でちょっと収益があったということで、この年が多かったというようなことでの内容になってございます。これは補助金入れていませんから、コロナの補助金はすみません。ということになってございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。今のお話ですと、イベントなどが行われた収益があったということなのですが、今後またサンアメニティさんのほうでイベントとかが行われる場合は、こういったような収入も見込まれるということで判断してもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えします。

サンアメニティさんは民間企業でありまして、やっぱりそういった収益を上げることを一生懸命やっている企業です。その前の社会福祉協議会は、やっぱり準公的な団体ですから収益に関してはあまりなかったもので、今度は民間企業ですので、そういった面でのメリットはサンアメニティさんはあるのかなと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは判断するのにちょっと確認もさせていただきたいと思いますが、先日の全員協議会の中で、老人75歳以上の利用者の人数を確認したところ、課長のほうからは13.2%が75歳以上の方でしたということが出たんですよね。これは当然町内の方の利用者、令和5年度でしますと2万7,653人が町内の方が利用されてまして、そのうちの13.2%が75歳以上の方が利用しているという数字だとは思いますが、そのほかの小学生とか一般の方、小学生それから障害者の利用とか、この辺まで統計を取っていらっしゃるかどうか。もし取っているのであればその辺の把握もしたいなと思いますので、お願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えいたします。

一応集計はしております。子供さんの利用人数になりますが162名になっていますね。あと障害者の方は877名かな、という形でそういった集計は取っております。あと75歳以上はこれは町内の方だけの利用料金になっていますので、町内だけの、町内の利用者は75歳以上は1万1,490名、これは延べですけども、延べで1万1,490名ということで、全体の13.2%になってございます。（「町外の利用者、町外」の声あり）町外の75歳というくくりはありません。ないんですね、町内だけの集計になります。付け加えになりますが、75歳以上の方に関しましてはこういった24回分の無料券のサービスを75歳の方には出しております。

以上よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました。そうしますと、小学生と障害者の方々の利用は、町外もいるんですね。その中で小学生の場合が162人、それから障害者の方が877人だということ、これ町外と町内でどの辺まで、町外のほうがやはり多いのかどうか。その辺もちょっと確認しておきたいと思うんですが、その辺お願いいいたします。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えします。

人数にしますと、やはり町外の小学生も障害者の方も町外の利用者のほうが多いというようなことになってございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 具体的な人数の数字は出なかったようですけども、やはり一般の方、それから小学生、障害者、75歳以上と町内の場合は分けているんですね。それから町外の方は一般、小学生、障害者と3つに区分しているんですけども、この値上げを議論するとき一律50円としたんですけども、いや、もう少し小学生とか障害者、それから75歳以上の方をどうするか、その辺まで区分ごとの状況なども議論して、やはり一律50円が一番妥当であろうと結論したのかどうかなんですよね。その辺の議論の仕方、あくまで最初からもう一律50円で値上げしましょうと、年間400万円ぐらいのプラスの収入になるから一律50円だと極端にそのまま行ってしまったのかどうか。その辺のこれまでの協議の仕方、内容はどうだったのかをちょっと確認しておきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えいたします。

もともと一般と小学生、障害者、75歳等について料金の違いがありますから、ですからそこを同じ、そもそも差があります。それにプラス一律という形で当然値上げしても、その差がそのまま保てるということで、ご理解いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。（「議論はしたのかっていう」の声あり）

議論は課内で検討して、あとそれを町長、副町長に相談して、一律で50円上げようということの結論になったものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。5番藤澤麻衣子君。

○5番（藤澤麻衣子君） 遠刈田ですとお家にお風呂がないので、銭湯を利用している方というのがいらっしゃると伺っているんですが、この黄金川温泉を、お風呂がないために黄金川温泉に通っていらっしゃるという方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えいたします。

正確なあれであります、大体皆さん自宅にお風呂があっても、やっぱり黄金川の温泉の源泉がいいということで、地元の人とかは温泉を利用していらっしゃるという方はいらっしゃることになってございます。

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤長成君） 5番藤澤麻衣子君。

○5番（藤澤麻衣子君） そうなってくると考えられるのが、高齢者の方々の憩いの場として、

皆さんと温泉で一緒にお会いして、お話をして楽しんでいかれるというのが毎日のルーティンになっている方というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻充夫君） お答えいたします。

どのぐらいの数字まで実際はちょっと把握できておりませんので、ちょっとその質問にはなかなか正確には答えられないという状況ですが、遠刈田のようにお風呂のない方というのはほとんどいません。宮の地区的には。そこまでちょっと、遠刈田とまた一緒くたにはできないのかなと考えてございます。

よろしく申し上げます

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ただいま議題となっております議案第94号蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出いたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤長成君） ただいま8番村上正文君から、議案第94号蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例について動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後0時02分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き審議を行います。

提出された修正動議の写しは配布のとおりであります。

本案に対する8番村上正文君ほか2名からお手元にお配りした修正の動議が提出されています。この修正案について発議者から提案理由の説明を求めます。発議者を代表して、8番村上正文君、登壇願います。

〔8番 村上正文君 登壇〕

○8番（村上正文君） それでは、修正動議の説明を申し上げます。

議案第94号「蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する

条例の一部を改正する条例」に対する修正動議

上記の動議を地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び蔵王町議会会議規則（平成2年議会規則第1号）第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和6年12月11日 提出

発議者	蔵王町議会議員	村 上 正 文
	同	佐 藤 敏 文
	同	宇田川 敬 之

蔵王町議会議長 佐 藤 長 成 殿

（修正案の説明）

本修正案は、本町の振興発展に寄与された町内高齢者に敬意を表し、高齢者福祉が後退しないよう憩いの家の入浴料金を値上げせず据え置くため、修正提案するものであります。

別紙

議案第94号「蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する

条例の一部を改正する条例」に対する修正案

議案第94号蔵王町老人憩いの家の設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

別表（第13条関係）町内の部75歳以上の項中「250」を「200」に、「2,500」を「2,000」に改める。

この施設は、そもそも町内高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るために設置したものでありますから、たとえ施設の名称から老人の2文字がなくなろうとも施設設置に係る精神は忘れてはならないものだと考えます。

物価高騰のあおり、施設運営上、入浴料金を値上げするのはやむを得ないと思いますが、令和5年度実績で利用者総数8万6,690人に占める町内75歳以上の割合は13.2%ですので、入浴料金を据え置いても売上げの増額に大きな支障は来さないと考えるものであります。

どうか先輩同僚議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 村上正文君はそのままお願いします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 議員の高齢者福祉に寄与したいという気持ちは、私も理解するものではありますが、まず一つお聞きしたいのは、金額の多寡に関してやはり担当しているのは、保

健福祉課なり庁内部局であると思うんですけども、そこに関して議員が具体的な金額を条例で決めるようなことというのは、可能なかどうかというのはちょっと私分からなくて、そこは、議員は昔事務局にいたので理解あるのかもしれないですけども、その辺はちょっとすみません、そのような50円という金額の多寡に関して、業者さんとお話ししたことあるか、そっちのほうが、すみません、そっちのほうがお聞きしたいんです、すみません。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） お答えいたします。

私は町当局から提案されたものに対して、値上げをしないで据え置くという考え方でございますから、指定管理者のほうと話をするとか、そういうことはございません。当然にして料金というのが、町の条例の中で定めるものでありますので、修正案を提案して、最終的な決定というのは、議会の総意で決まるものと理解をしております。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） いや、据え置くからいいということにはならないと、私はやはり思います。やっぱりその町の業者さんからすれば、上がると思っていたものが上がらないというふうに判断されたわけですから、それを議会で果たして、この短い議論の中で決めることができるのかというのは私の正直な印象であります。逆に言えば、民間企業からすれば、私も事業やっているから分かりますけれども、値上げしてほしいと言ったのに値上げしませんと言われたら、逆に指定管理者としてやらないで、町のほうにじゃあ管理していただきたいということになる可能性もあるんじゃないかなと思うんですけども、そういった可能性は考えなかったんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 今回、町当局から提案されたのは一律50円のアップということで、令和5年度の実績で単純計算すれば、約433万円の売上げアップとなるわけです。それに対して75歳以上は13.2%ですから、その分の50円の引上げ分というのは約57万円ということで、差引勘定で約376万円は売上げアップにつながるのではないかと。さらに、この名称変更することによって利用者の増加を見込んでいるわけですから、売上げアップはさらに上積みが可能ではないかと、そういうことで、先ほどの提案理由でも申し上げましたが、75歳以上の料金を据え置くとしても、全体として大きな影響はないのではないかと、そのように考えるということでございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。この3年間の実績だけ見ると、やっぱり準公務員の社会福祉協議会さんに頼むよりは、明らかに業績がいいんだなと思って見ているんです。やっぱりふだんから民間と連携して町はやっていかなきゃいけないということ言うならば、この高齢者福祉に関し、名前変えたからって反することはないと思いますし、むしろもっともったにぎわいを生み出していけるこのやり方がね、なのかなと私は思っているんです。それによって町がさらに潤って基金が積み立てればいいし、ここを50円、わざわざ高齢者を引き下げたといっても、そこまで高齢者福祉に寄与するのかなとは、ちょっと疑問だということ、それならば高齢者に福祉券でチケット配ればいいだけですし、あともう一つやっぱり確認というか、これはちょっと気になるのが予算編成権の絡みがちょっと気になっていて、やっぱりちょっと今までも私4年間だけの議員の経験ですけれども、あまりこの条例の詳しい公の料金を議会が決めるというのは、あまりなかったなと。これまで例えばB&Gの料金を200円にしましょうとか、300円にしましょうって議会側からは言えないのかなと。ちょっと調べたら、やっぱり基本的にはこの議会は枠組みは決められるけど、やっぱり公共料金の単価そのものを直接決めることは通常ないのではないかと、私の経験では思っているんですけれども、その辺問題にならないのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 8 番村上正文君。

○8 番（村上正文君） 議会側が直接決めるのではなく、既に決まっているものを据え置くという考えですから、何も問題はないと考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは質問いたします。

今回の村上正文議員から提案された修正動議ですけれども、高齢者を支えるというその趣旨の中身は理解はできるものでございます。ただ今回、75歳以上だけに絞った据置きでいいのかどうかということも、ちょっとこの辺で出てくるんですよね。小学生、障害者と一応利用区分を分けていますので、その辺も含めて検討しないと、75歳だけに絞った形ではいいのかなという、その辺の疑問が生まれるんですけれども、それについてのお考えはどうだったのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 8 番村上正文君。

○8 番（村上正文君） お答えいたします。

私も今回の修正動議を出す前段で、その辺については検討いたしました。例えば障害者の料

金、町内の料金、町外の料金、同一でございます。そうしますと、例えば町内の障害者の料金を据え置くとすれば、やはり均衡上町外の障害者の料金も据え置かなければならない、こういう形になるのかと思います。

それで、今回町当局から提案されたのは、物価高騰でとても施設の運営が困難であるから値上げをしたいと、こういう提案です。ただその値上げの仕方として、一律50円ずつ入浴料金を上げたいというのが提案の根本にあるわけでございますので、経営難の対策と、それから私が主張するそもそも高齢者の福祉増進を図る施設であるから、据え置くべきだというこのせめぎ合いの中で、やはり障害者とか小学生とか、そういった部分は触れないで、やはりここは高齢者75歳以上の方のみの据置きにすべきではないかなと、こういうふう考えたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） その考えも当然一理あるかなとは思っています。ただ小学生なり、障害者の方々への寄り添う気持ちも今の現代必要なことでありまして、高齢者を支える、これは当然です。それから誰もが平等に生活できるような、対等の形で生活をする、日々を過ごせるようにという、そういう社会の今の状況になっておりますので、特に子育て支援の関係からすると、さらに小学生も目配りを気配りをしていかなければならない。ですから小学生なり障害者にも寄り添う気持ちも重要な要素ではないのかなと思っています。

ですから、もし据置きを考えるのであれば、今、課長から前の質疑で答弁いただいた小学生と障害者、これは町内外合計の数字でありますけれども、両方を足しますと1,039人なんです。統計上は。これを50円にすると年間約5万円ぐらいなんです。ですから、その分を据え置いた場合、75歳以上は町内だけの方ですけども、それも一緒に含めての町内外の小学生、障害者、こういうのもやっぱり一応据え置いて、高齢者なり小学生、そして障害者への配慮も必要ではないのかなという私なりの考えなんです、いかがでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 今、一郎議員さんおっしゃるように、障害者に寄り添うとか、そういう気持ちは当然大切だなというのは同じ考えでございます。ただ、先ほども申しましたように、提案の趣旨は、物価高騰でまず経営が困難だという状況があつて、その対応策として値上げが必要だと。これがございます。それに対して一律50円の値上げ、これはやむを得ないとは思いますが、そもそもこの施設というのが高齢者の福祉増進のための施設だということ

から、まず75歳以上は据え置くべきだと考えるものですね。

先ほど新旧対照表のところで質疑をさせていただきましたが、今後条例上は高齢者の福祉というのはどこにも出てこなくなります。つまり、この先あの施設が何年続くか分かりませんが、こういう経過を知らない方は、あの条文を読んだだけでこの施設が高齢者福祉の増進のための施設だということは何も分からないんです。そういうことで、料金表で75歳以上の高齢者の部分だけがほかの料金よりも低いと。これは何なんだというところで、そこに本来は高齢者福祉のための施設だという意味が出てくるんだと。そういうことも考えての提案でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほか質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

村上正文君は自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。最初に原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

では最初に、原案に賛成の方の発言を許します。

討論ありませんか。1番平間徹也君。

〔1番 平間徹也君 登壇〕

○1番（平間徹也君） 今回の老人憩いの家の料金改定並びに条例改正について、原案賛成、修正案反対の立場で討論したいと思います。

まず原案賛成のところは、公設民営にすることによって、明らかに収支が上がったということと、町民サービスの向上がやはり私は上がったと、ふだん町民の方から聞いて感じております。

議員は、50円を値上げを据置きすることが高齢者の福祉に寄与することだということと、あと高齢者の福祉のための施設なんだから、その条文をなくすのが問題であると感じておるようですけれども、私はあそこの老人憩いの家、黄金川温泉がやっぱり民間の活力を生かして、そしてさらに蔵王町に、現状外の人が多いわけですから、外のほうからも来てもらって、それでまたさらに町内に目を向けてもらって使っていただくことが、何よりも町民、高齢者のためになるのではないかと私は考えております。

高齢者福祉のために50円据え置きたいという気持ちがあるならば、やはり運用上、金額を変えるのって民間の立場からすると、正直ちょっとややこしいとか面倒くさいなど、私は思います。本当に高齢者の福祉のために寄与したいならば、75歳以上の町民の黄金川温泉に対する

利用券の、今もありますけれどもそれを倍にするとか、何なら無料にするとか、そういった対応も考えられるのではないかと思いますので、私は原案賛成、修正案反対の立場で討論いたしました。

以上です。

○議長（佐藤長成君） それでは次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

先ほど平間議員は、原案賛成と修正案反対の立場で、討論、一緒に終わりました。

そのほか討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

それでは次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

それでは次に、修正案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。修正案に賛成の方です。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

もう1回繰り返し、それでは繰り返します。

最初に原案に賛成の方の発言を許します。原案に賛成の方の発言を許します。

討論ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

それでは次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは次に修正案に賛成の方の発言を許します。修正案に賛成の方。発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

それではほかに討論ありませんので、これで討論を終結いたします。

これより本案に対する8番村上正文君ほか2名から提出されました修正案について採決いたします。

採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立11名〕

○議長（佐藤長成君） はい、起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除いた原案について起立によって採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立12名〕

○議長（佐藤長成君） 起立全員であります。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで昼食のため休憩します。

午後1時30分から再開いたします。

午後0時27分 休憩

---

午後1時30分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

---

日程第10 議案第95号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について

○議長（佐藤長成君） それでは日程第10、議案第95号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第95号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、仙南地域広域行政事務組合において共同処理する事務のうち、地方税の滞納整理に関する事務に森林環境税を追加するため、共同処理する事務及び規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第96号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第11、議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,558万5,000円を追加し、予算の総額を85億8,518万1,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において財政調整基金繰入金や諸収入を追加し、国庫支出金を減額しようとするものであります。

歳出においては蔵王病院事業会計の負担金補助や、除融雪作業委託料を追加したほか、永野小学校の教室を改修し、言語障害等を持つ子供たちを対象に必要な言語指導を行うため、言語通級指導教室改修工事費を新たに計上いたしました。

また、企業版ふるさと応援寄附金を活用して実施する円田児童館遊具設置工事費を新たに計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為補正については、町有バス運転管理業務委託料など4件を追加し、蔵王町中小企業振興資金に対する損失補償、令和6年度の限度額を変更しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 1件だけ確認をさせていただきます。

30ページの病院運営費ということで、補正額が8,500万円、総体的には3億4,437万2,000円となったところでございますが、9月にもこのような形で8,600万円を計上して、こういうふうになっているわけですが、去年のと比較しても、大変接近した形でこういった補助金のあるいは負担金の繰入れが行われておりますけれども、なぜこのような経過になったのか、それについてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

今回8,500万円の補助金を補正させていただいているんですけれども、まずは2年に1度診療報酬の改定というのがございます。それが今年の6月にございました。そこで医療と介護などは、いろいろなものが物価などが上がっていて、普通の一般企業ですとそこで価格改定というのをご自分の力でできるかと思うんですけれども、診療報酬、介護報酬というものは、国のほうで価格というか金額を決めてまいります。その改定が今年度ございました。その改定の前に9月の補正したわけなんですけれども、その改定をしてみますと、蔵王病院だけでなく近隣のほかの医療機関も確認はしているんですけれども、やはり今回の改定でかなりどこも収入の減というのが著しいと。一番のキーポイントになっている診療報酬改定で大きかったところはベースアップ、職員のベースアップ加算というところが大きい加算になるんですけれども、その辺がやはり自治体病院ですと、なかなかベースアップというのは、人事院のほうから公務員の場合ですと来ますので、国の言っているベースアップとその辺がそごしてくるということで、うまく国の言うとおりの診療加算を取れないというのが一番大きい点でございます。

それからあと、医師の働き方改革というところで、先生方の報償費のほうのアップですとか、あとももちろん医薬品や光熱水費などのアップというのもございまして、今回8,500万円ということなんですけれども、補正に上げさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 詳細な答弁をいただきましてありがとうございます。ただいまの説明にありましたように、ベースアップ分、こうした分、あるいは医療費、介護費、こういった部分のこの分類といいますか、資金的にはどうした割合が強くなっているものなのか、その辺の内容について分析、内容が分かるのでしたらご報告いただきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

診療報酬改定の場合ですと、介護も医療もですけれども、2年に1度すごい分厚い何ページというような改定がございます。その中で全部目を通しまして、じゃあ自分の病院ですとどの分の加算が取れるのか、こうなったら減算になるのかというのを勉強しまして、そして加算できるものは加算を取っていく。なるべく減算にならないようにしていくというのがこの医療機関でもやっております。うちのほうで今回、病院にかかられている方はどなたもあるかなと思うんですけれども、生活習慣病の改定ですと指導料というのを頂くので、ご本人もサインしていただいたりというようなことが始まっております。その辺の改定など、細かい加算が物すごくたくさんあるものですから、一応蔵王病院なりにこれは取れるだろうという加算は取っております。

ただ、今後なんですけれども、ちょっと医療事務のほうとも相談しまして、加算の漏れがないか。ややもすると減算になりそうなところをここを工夫すると減算にならないようになるというのをちょっと検討会をもちまして、その辺を年明けになっちゃうかなと思うんですけれどもやって、なるべく取れるものは取るというか、減算にならないようにしていくように工夫していきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。重ね重ね同様の質問になるかと思うんですけれども、この8,500万円という根拠はどういった内容のものを積み上げてこの8,500万円になったのか、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

まず8,500万円の根拠といたしまして、病院のほうの会計で出てきますけれども、支出のほうの補正させていただいているのが1,150万円ございます。それから病院の場合ですと、3月31日で会計をどうしても切らなくちゃならない。4月1日に運転資金がないと回りませんので、その分を今回加味させていただきました。

それで、過去の運転資金とか年度末現金を見ますと、令和元年あたりのときはかなり、かなりというかございまして、なかなか一般会計のほうから補助金というのを頂かないでも持っている現金でというのでやってこられましたけれども、だんだんだんだんその運転資金のほうもなくなってきており、今回はできれば4,000万円、最低でも3,000万円は残して4月1日を迎えたいという計算をしまして、あとそれからそのほかはやはり赤字分というんですかね、

どうしても収入のほうが減ってきている分ということで、8,500万円という金額を積み上げさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ちょっと先ほどの病院の質問に続くんですけども、医業収益のほうが発令5年度は上がってきたという話を聞いていて、少しですけどもね。令和6年度は、令和5年度と比べて医業収益のほうが発令5年度と比べて上がってきた、利用率も含めて、ちょっとその辺が気になったものですから、そこ分かれば。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

コロナ禍を過ぎまして、収益のほうは若干ですけども上がってきております。今回令和6年、まだあと今月入れますと4か月残っていますけれども、入院と外来と比べましたところ、大体外来は同じくらい的人数でいきますと同じ、昨年度と同じくらいかなと。入院のほうは、若干ですけどもちょっと下がっているかなという感じです。

やはりそこで収益等考えますと、先ほど申しましたやはり診療報酬改定がございましたので、加算が取れていない分、取れていないといううちの病院ですと取れていないというところもありますので、人数に比べて収益のほうは下がってきております。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） なのでやはり人数で稼ぐしかないんだと思うんです。やっぱり利用率を増やして入院のね、療養の利用率を過去、本当に昔の令和元年度とか90%いったときに近づけていかなきゃいけないと私はやっぱり何回も何回も言っているんですけども、町長はこの利用率を増やすために、入院数を増やすためにやっぱり考えていることとか、もしアイデアがあれば。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 本来だと病院の入院の関係だと、一般病棟、一般の方の入院というのは点数も高く取れるわけでありますが、ただ蔵王病院が今、そういった環境ではなくなってしまったということは、ぜひひとつご理解いただきたいと思います。

そういった面で、療養型、介護も含めた、そういったことで今、去年から見直しをさせてもらったと。そういったことでこれを20床、最低でも療養型を20床になれば、黒字に転換になっていくというのが、我々、またあと県南中核病院の方々ともお話をさせてもらっているところ

であります。そういった病棟については、そっちのほうでできるだけ20床を最低でも確保していきたいと思っているところであります。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 強化プランの内容に沿っていくという、毎回お話をいただきますけれども、やっぱり設備投資だと私はどうしても思うので、設備投資に関して、以前一般質問のときは考えていないということでしたけれども、設備投資をすればやっぱりある程度お金もかかりますけれども、やっぱりきれいな病院、新しい病院ということで見方も変わるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そういった考えというのは町長は持っているんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 一つは医師の確保、それとあと病院を新たに、一般病棟の方々を受け入れるとなると、それなりの施設の修繕も含めて必要だということでもあります。なかなか今の段階ではなかなか厳しいと言わざるを得ません。ご理解いただきたいと思っています。

（「別件で」の声あり）

○議長（佐藤長成君） 別件。1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） すみません、20ページの債務負担行為の補正で、教師用教科書指導用購入費ということで680万円、来年の4月1日のやつだと思っておりますけれども、これは例年なら今までどおり白石の岡崎商店さんだったと思っておりますけれども、何か新聞報道だとちょっと経営がよくなってという話を聞いて、この辺どういう状況になっているのか、ちょっと気になったものですから。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） 私のほうからお答えさせていただきます。

11月に岡崎商店さんのほう、教科書の供給をお願いしていたんですが、破産ということで報道がございました。それを受けてこちらのほうでも確認をいたしました。これから年度末まで、つまり3月末までは、県の教科書供給会社が代行していただけるということになっております。そしてさらに令和7年の4月からは、私たちにはまだ正式な文書は来ていないんですが、村田の教科書供給の取扱い店がその事務を引き継ぐという内容になっているようでございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。ちょっと私分らないから聞いちゃいますけれ

ども、町内に教科書取次ぎの業者というのはいないんですか。なるべくだったら町内のほうがいいのかななんて勝手にちょっと思ったものですから、その辺ちょっともし分かる範囲であれば教えてもらえれば。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） この教科書の取次ぎ店につきましては、県の教科書供給会社が指定するものでございます。それで本屋さんではないんですね。別な業務をなさっている方にその業務を委託する形になっているところでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑はありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは確認をさせていただきます。ジオパーク関連なんですけれども、29ページになります。29ページ、ジオパーク推進費の工事請負費で271万7,000円の減額となっていますけれども、また遠刈田地区公民館の空調設備の工事費、それから公民館の展示コーナーの整備工事費の2つの減額かなと。請差とかあるんでしょうけれども、この辺についての詳細に説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 環境政策課長。

○環境政策課長（宮澤一弘君） お答えをさせていただきます。

この工事費につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、空調設備と展示コーナーの合わせて271万7,000円ということになっております。これにつきましては、蔵王ジオパークセンターの空調設備及び展示コーナー整備に係る予算となりますけれども、この内容については、空調設備の設計一部変更があったことの差額、それから入札での請負差額での金額が今回減額をさせていただいた次第でございます。

また、詳しくは、当初エアコンのほう室内機1基に対し室外機1基というシングルタイプで計上しておりましたけれども、室内機2基に対して室外機1基のツインタイプ、これに変更したことによって、金額が大幅に下がったものも含まれての今回補正減ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） ありがとうございます。そうしますと、当初で791万8,000円の当初予算でスタートしたんですけれども、その差額で520万1,000円の工事費、両方でね、なるんだなというふうに数字上は取れるんですね。空調関係で少し工事費が下がった関係もあると、この辺のある程度大きな減になるんだという課長の答弁かとは思いますが、たまたま蔵王町の入札関係の数字をちょっと確認させていただきました。今年の4月からずっとこれま

での11月あたりまでの入札の関係で見たんですけれども、展示コーナーのほうは予定価格よりも当然下がるんですが、236万5,000円で請け負ってやっただけでいいんですよね。それから空調設備、今、課長の説明にもありましたけれども、これも税込みで181万5,000円で工事をやっただけでいいようなんです。これはネットで調べると出るんですけれども、これ合計ですと418万円ほどになるんですよね。ですから520万円の工事費がかかったという計算上、この数字がどうしても合わなくなるんですけれども、その辺のどういうふうになるのかちょっと説明をいただければなと思っております。お願いします。

○議長（佐藤長成君） 環境政策課長。

○環境政策課長（宮澤一弘君） お答えをいたします。

先ほど空調のほうで、シングルからツインに変わったというような差額、それからあと展示コーナーのほうについても、両方入札のほうで制限価格ぎりぎりでの落札だったということで、大きな減額が出たということでもありますけれども、またこの空調設備ではなくて展示コーナー、当初で360万6,000円取っておりましたけれども、実際最終的にロビーの照明のほう若干暗いということで、その部分も変更工事があったことによる差額が、一郎議員さんのほうで違うんじゃないのかなというような部分も出てきますけれども、そういったことで最終的に精算をさせていただいて、今回、不用額を減額をさせていただいた次第でございます。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） ありがとうございます。そうしますと展示コーナーのほうの照明とかの変更があって、予定の価格の入札の情報を見るよりもプラスになっているということで理解していいんでしょうかね。分かりました。

そうしますと、この価格での271万7,000円の減額の補正だということで理解はするんですけれども、今回ジオパーク認定目指しているようなんですけれども、展示コーナーも10月のオープンの際に拝見をさせていただいて、私、意外ともう少しスケールの大きさとか、もっともっとある程度インパクトのある展示のコーナーかなという気も、期待しながら行ったんですけれども、そうでもなかったような私なりの感覚かと思うんですが、果たしてこれで認定に向けて大丈夫なのかというそんな危惧もするんですけれども、それについて課長か町長からご答弁いただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 私のほうから最初あれです、もう私もこういうレイアウトでやっていく

んだという話は聞いたんですが、オープニングのときには行きまして、やはりもっともっとこの空間を有効活用したほうがいいんじゃないかということで大分指示をして、今、大分この壁なども利用していますが、ちょっとスケールの的に弱かったかなというふうに私も感じて、大分指示をしたところでもあります。

やはり予算取るときは思い切って予算取ってやりなさいということで指示もしたところです。何かこのあまり大きく取ると議会から認めてもらえないんじゃないかという、何かそういう低姿勢というか後発的なあれで予算を組んだような感じもします。また来年度の認定に向けて、それについては今、担当課長から答弁をさせたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。環境政策課長。

○環境政策課長（宮澤一弘君） お答えをさせていただきます。

ただいま町長のほうから答弁していただいたとおりではありますけれども、10月5日にオープンいたしまして、確かに見栄えはしないというご意見は多数いただきましたけれども、一郎議員さんのほう、あの時点から見ていただいたかちょっと分かりませんが、その後いろいろな充実も図っておりますし、行政報告のほうでも申し上げているとおり、今後充実をさせながら、さらに認定に向けたジオパークセンターとなるように今後努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、あと認定に向けては、このジオパークセンターだけではなく、その後そのほかにも整備することも多々ございますので、そちらのほうも併せて整備をしながら、早期認定に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） ありがとうございます。3回しましたので別件に移りたいと思ひます。その辺は十分に取組んでいただければと思ひます。（「別件どうぞ」の声あり）

議長、別件に入ります。もう1件なんですが、38ページになります。38ページの社会体育総務費で、金額は2万3,000円と小さいんですけども、報償費で部活動地域移行の検討委員会出席謝礼金とこういう関係で予算の計上が今回出てまいりました。これについての内容を確認したいと思ひますので説明をお願いします。

○議長（佐藤長成君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（佐藤武憲君） それでは質問にお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、教職員の働き方改革の一環でございまして、これまで休日の部活動につきましては、学校教育の一環として部活を行ってまいりましたが、この働き方改革の一環に

よりまして、今後は休日の部活動につきましては、学校部活動から地域クラブへの移行ということで、段階的に今、進められているところでございます、それに当たっての様々な決め事、またいろいろな取組方針だったり運営方針だったりを決めるために、この委員会を設置するための予算でございます。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） なるほど答弁上そうだと思うんですが、例えば委員、こういう構成で委員会を立ち上げて、これからの会合の予定は何月何日頃こういうことで議論するんだと。そして部活の種類をどういう形で地域移行していくのかという、その辺までのご答弁をいただけるとなお私もありがたいなと思うんですが、その辺も含めて、それからあと教育会議でこういうのはもう議論されているのかどうか。当然国のほうも学校の働き方改革ですよ、先生方の働き方改革で、部活のほうは地域移行にだんだんとシフトしていきましようというふうに、この世の中の流れになっておりますので、その辺蔵王町は果たしてどの辺まで進もうとしているのか、6年度はちょっと見えなかったんですけども、今回ようやく出てきたんだというふうには受け止めてはいるんです。ですからもう少し内容について説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（佐藤武憲君） お答えをさせていただきます。

委員につきましては、学校教育関係者、他のスポーツ文化活動関係者、また有識者というようなメンバーで、15人の構成で委員会の立ち上げを考えているところでございます。

また、今後の部活につきましては、現在アンケートを実施する予定でございます、そちらに合わせて、今現在行っている部活動、今後そのまま継続していくのか、あとはそのほかにも新しい部活なども取り入れていくのかという部分も含めまして、今対象となる中学生や小学校の4、5、6年生も含めてアンケートを実施しているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました。総合教育会議あたりで、年に2回ほど町長招集でやっていると思うんですけども、その辺でももう議論されているのかどうかなんですよね。あと蔵王町のスポーツ協会ありますけれども、スポーツ協会でも今年の春あたりで、この部活動の地域移行について検討していくような、そんなちょっと協議をされているみたいで、その役員の変更もやったようなんですよね。ですからその辺、蔵王町のスポーツ協会の地域移行への役割がどの程度果たされるのか、どういうタイプの地域移行を目指しているのか、3つ

のタイプがあるみたいなんですけれども、その辺も含めてある程度の議論はもう進んでおられるのかどうかそこを確認したいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

この部活動の地域移行につきましては、教育総合会議、町長が主催する教育総合会議の場で、町長も含めて議論を11月にさせていただいているところでございます。そしてどのような形に進めるかというのは、校長先生方との話し合いとか、そういったものを個々には行っておりますが、これからこのこちらが進めます協議会のほうで方向性を見いだしていきたいとは考えております。具体的には、令和9年度あたりを蔵王町は令和8年度から実施できるところとしていって、令和9年度を1つの大きな転換点として進めていくというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは暫時休憩します。

午後2時04分 休憩

---

午後2時05分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

本案に対し、10番松崎良一君ほか2名から議発案第3号、議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。

よって議発案第3号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

---

追加日程第1 議発案第3号 議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議案の提出について

○議長（佐藤長成君） 追加日程第1、議発案第3号、議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議案の提出についてを議題といたします。

松崎良一君から議発案第3号の趣旨説明を求めます。10番松崎良一君、登壇願います。

〔10番 松崎良一君 登壇〕

○10番（松崎良一君） それでは、議案書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第3号

議案第96号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）

に対する附帯決議案の提出について

上記の附帯決議案を別紙のとおり、蔵王町議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年12月11日提出

提出者 蔵王町議会議員 松崎良一

賛成者 蔵王町議会議員 佐藤敏文

賛成者 蔵王町議会議員 村上一郎

提案理由

蔵王病院は恒常的な赤字経営から、令和6年度で3億4,437万2,000円の負担金補助として、繰入れすることになった。これは独立採算制が原則である企業会計へ、総務省の繰出し基準を遥かに超えて多額の一般財源を繰出しすることになる。今後も通院患者や入院患者の急激な増加には期待が持てない状況にあることから、根本的な経営方針の転換を早急に行う必要性があることを、強く求めるものである。

議案第96号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）

に対する附帯決議案

議案第96号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）において、4款衛生費に蔵王病院事業会計負担金補助の追加として8,500万円が計上された。しかし、令和6年9月会議でも8,600万円が負担金補助の名目で提案されて議決している。現在、病床の稼働率や通院される患者数も改善につながっていない。こうした背景から恒常的な赤字経営が今

後も続くと危惧している。よって下記の事項等の抜本的な方針転換も含め、早急に検討するよう強く求める。

#### 記

1. 急速に高齢化社会が進展していることから、訪問診療を中心とした医療施設への移行を検討すべきである。

2. 早急に病院経営の見直しに向け、検討するためのプロジェクトチームを発足させ、経営改善につなげるべきである。

以上、議案第96号に対する附帯意見として決議する。

令和6年12月11日

宮城県蔵王町議会

以上、説明とさせていただきます。先輩同僚議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 松崎良一君はそのままお願いいたします。

ただいま趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ただいま議案第96号に対する附帯決議案として提案をされております。

確かに一般会計から蔵王病院事業会計のほうに、今回8,500万円の繰出し予算が計上されているわけですが、この附帯決議案を見ますと、病院の経営に関することが附帯決議の内容となっております。そういうことからすれば、この後審議される議案第100号蔵王病院事業会計の補正予算について附帯決議をすべきではないのかなと思いますけれども、一般会計に対する附帯決議とする考えについて考え方について、お伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） おっしゃられるとおり、確かに一般会計と企業会計の中で、こういった形でこれを決議として出すか非常に迷ったところでもございます。ただ最初の段階で、こうした一般会計からの繰出しということが入るものですから、これについて先行というか、そうした形が順当ではないかな、このような考えを持って提出したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 1つお伺いしたいのは、この提案理由の中にある総務省の繰出し基準をはるかに超えて多額の一般財源ということを書いてあるんですけども、この総務省の繰出

し基準というのを私分からなかったので、これをちょっと説明してもらえると。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 繰出し基準については、詳細はちょっと私も一度は調べたんですけども、今ここで詳細を述べる内容については、ちょっと持ち合わせございませんけれども、まずやはりこうした基準を超えた形で出しているというのは紛れもない事実なのかなと、このような考えも持って、非常に一般会計からということで、内容的にはほかのいわゆる会計の中にも非常に及んでいく、こういう危機感を持って、今回こうした附帯意見を出させていただきましたので、その辺をちょっとご理解をいただきたいなということでございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 強化プランの策定はたしか去年だったと思うんですけども、その説明を受けてまだ1年もたたないうちに、1年後ちょっと今までより5,000万円ぐらいかな、年間で出すことになるんですけども、それで見切っちゃうのかなというのも、この附帯決議をつけることによって、町民がまたあの病院赤字になっているよと、何とかしてくれと言うんですよね。病院というのは赤字であるのは当たり前だという認識の下、私は運営されていると思っていて、議論すべきは医業収益率だと思うんです。あくまで。金額は全体の売上げに対して医業収益は40%なんですけれども、これを上げていこうということだったら分かるんですけども、何か赤字か黒字かって結局、蔵王町の一般財源も含めて赤字か黒字かですから、この3億円入れることについて、私はまだ問題ないんじゃないかと。病院を守るために、病院を守るために蔵王町の一般会計も存在すると私は考えたので、このような附帯決議を出すべきじゃないと私は考えますけれども、その辺についてどのように考えますか。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） おっしゃる理由といいますのは、確かに委員会でも調査させていただきました。その中でもやっぱり様々な指摘もさせていただいておりますけれども、矢継ぎ早にこうした一般会計からの繰出しが出されるということに対しての危機感から、今回提出をさせていただいたわけでございます。この辺本来ですと、3月まで待つてというお話も確かに声としてあることは知っておりますけれども、まずはここで何らかのアクションを起こさなければ、議会としてもやはり、この考えについてどうなんだといった場合には、なかなか説明つかない部分も残ってくるのかなと、そのようなことで提案させていただきましたので、この辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。2番宇田川敬之君。

○2番（宇田川敬之君） すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、訪問診療中心とした医療施設への移行を検討すべきであると思いますが、これは訪問診療を中心とした医療施設へ移行すれば、経営が改善されるのかと。あとはそうすることによって、町内の町民の皆様へのニーズとか、そういったものにお応えできるのかということについてどうお考えなのか、教えていただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 確かにこの方針転換はかなり急角度な形で求めているわけですが、今、町内でのやっぱり高齢者の家族の方々を、ちょっといろいろな事例を見ますと、やはり2人とも高齢になってきて、そしてバスに乗るのもやっとなりで、あるいは夫婦2人であっても片方が運転できない状況になっている。こういったケースをたまたま耳にしますし、そうしたことを考えますと、将来的にはやっぱりそうした診療所関係とか、そうしたところを中心に訪問診療をやっていくという姿のほうが望ましいのではないかなと、このようなことからちょっとこれを入れさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それではほか質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

松崎良一君は、自席にお戻りください。

続いて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。1番平間徹也君。

〔1番 平間徹也君 登壇〕

○1番（平間徹也君） 議発案第3号の議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議案の提出について、反対の立場で討論させていただきます。

ただいまの質疑でもありましたように、今、蔵王町は強化プランを打ち出している中で、その改革の途中だと私は思っております。まだ病床数を減らして経費削減するということを実行すると言われてからまだそれ実現できていませんし、その様子を見てからでも遅くないのかなと私は思っております。

令和6年度3億4,000万円の負担補助金と言っておりますけれども、この中には救急医療指定を受けている4,000万円とか、基準内繰入れに当たるであろう需要額も約8,000万円。1億2,000万円ですね、これ足して。この分を差し引けば、3億円の赤字ではなく約1億円引いた金額、6,000万円ぐらいの赤字になっていると思うのが妥当なのではないかと。3億円の赤字だということと1億6,000万円を町民の負担だということは、やはり受け取られ方が違うと思

いますので、ここは正確に私は訴えておきたいし、まだ強化プランの途中で経営改善が見込めることを待ってから、このような附帯決議を出すべきだと私は考えますので、この附帯決議案には提出反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。3番佐藤敏文君。

〔3番 佐藤敏文君 登壇〕

○3番（佐藤敏文君） それでは議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議案の賛成としての立場から、意見を申し上げさせていただきます。

ただいま同僚議員からもございましたが、確かに3億円ほどの赤字といったところがございます。しかしながら、9月会議、今回の12月会議と合わせて1億7,100万円ほどの繰出しを行うといったことで、早急にもやはり経営改善を求められると。そういった意味合いからこのような附帯決議案が出されたものと私は思っております。

確かに町民の皆様からすれば、大変重要な病院でもありますし、それに対して運営に町からの繰出しを行うというのは当然ではございますが、それだってやはり多くの繰出しを行う、ただ単に多くの繰出しを行うだけではなく、やはりある程度、経営改善を行いながら縮小していくべきと私は考えます。さらに、改革プランにつきましても今年度からスタートしておりますが、改革プランの状況を見て黒字化するまでの間、ますます繰出しするような状況にもつながりかねないといったような推測がございますので、今回の附帯決議案については、経営改善を早急に行うべきといった趣旨から、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先輩同僚議員の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに討論ありませんので、討論を終結いたします。

これより直ちに採決いたします。

採決は起立によって行います。

議発案第3号のとおり、議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対し附帯決議を付すことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立9名〕

○議長（佐藤長成君） 起立多数であります。

よって、議案第96号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第8号）に対し、原案のとおり  
附帯決議を付すことに決しました。

---

日程第12 議案第97号 令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第12、議案第97号令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第97号令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,608万8,000円を追加し、予算の総額を16億4,309万2,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入において県支出金を追加し、歳出において保険給付費を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第98号 令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第13、議案第98号令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第98号令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,005万6,000円を追加し、予算の総額を14億8,108万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入において繰入金、支払基金交付金を追加し、歳出において保険給付費を追加しようとするものであります。

なお詳細につきまして、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第99号 令和6年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤長成君） 日程第14、議案第99号令和6年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第99号令和6年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ182万5,000円を追加し、予算の総額を1億8,488万9,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入において、後期高齢者医療保険料を追加し、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第100号 令和6年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正  
予算（第2号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第15、議案第100号令和6年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第100号令和6年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において予定額に8,521万5,000円を追加し、総額を5億4,499万円に、収益的支出においては、予定額に1,147万8,000円を追加し、総額を4億6,921万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、予定額に211万円を追加し、総額を854万6,000円にしようとするものであります。

次に、企業債について、医療施設等設備整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、債務負担行為については、給食調理業務委託料を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により事務長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 67ページをお願いします。

先ほどの一般会計の補正予算とも連動するわけでございますけれども、病院事業収益の医業外収益の2目のところで、他会計補助金として一般会計補助金8,500万円の追加でございます。先ほど一般会計の補正予算の質疑でもございましたけれども、実は私、9月会議の際に8,600万円の一般会計の繰出しの補正が出たときに、前年度の最終決算額、一般会計からの繰出しの決算額は2億3,400万円ほどということで、9月補正の8,600万円を加えてもまだ2,900万円ほど金額が低いと。これでやっていけるんですかという質疑をさせていただいて、3月まで見込んだ金額ですと。そのような答弁をいただきました。ただ場合によってはまた追加をお願いをすることがあるかもしれません。それがこの短期間の12月でさらに8,500万円の追加補正ということで、やっぱり非常に経営的に大変だなという実感を持っております。

それで先ほど町長の答弁の中でも、一般病床を廃止して療養型にすれば経営が好転していくんだと、こういう説明があったわけですが、蔵王病院は救急指定病院ということで24時間かかることができるんですよ。これを一つのうたい文句にしているわけですが、療養病床だけになっても、この救急指定病院というのが継続していけるのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

その辺につきまして宮城県のほうに、一般病床廃止となると県のほうに届出等が必要になりますので、確認しております。療養になったとしても、救急で4床確保しておかなくちゃいけない病床で今、補助金を頂いているんですけれども、その辺は大丈夫ですと県から回答いただいております。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） そこで、救急指定病院であるがゆえに入ってくるお金と、救急指定病院を維持していくために、人件費その他でかかる経費その辺について比較検討をされたことがあるかどうか。されていれば、プラスになるのかマイナスになるのか、それを説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

比較検討というか、会議を開いて検討という検討会というものは持っておりませんが、毎年予算なり補正なりするときに、この分についてはこのくらいの補助金が入りますということで、繰出しの保健福祉課とあと財政のほうに資料で提出させていただいております。その中ではやはり一番大きいのが当直の医師の部分となります。金額的に4,000万円なりの占める分の大きいところは医師の分となります。仮に救急指定をやめたとして、今、看護師1人が当直という形で泊まっている部分が泊まらなくてよくなるということになりますけれども、その分は4,000万円という金額からすれば微々たるもので、やはり入院患者がいる以上、常勤医師2名で入院をやっていくというときには、やはり大学病院等々からの医師の応援というのが必要となってまいりますので、そこに金額がかなり占めておりますので、この辺はやはり救急指定を取りまして、今の状態を継続していくというのが、一番いい方法ではないかなと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。私も実際に救急指定病院であることが、経営上プラスになるのかマイナスになるのかというのは、常に疑問に感じていたわけですが、今の答弁を聞くと、幾分まだプラスの見込みであるということでございます。

ただ68ページに、経費の報償費として、診療援助医師及び当直医師の謝礼金の追加補正813万1,000円ということで、今後ますます派遣医師の人件費分が上がっていくことになれば、恐らくもうプラスマイナスというところからいくとどうなのかなという懸念もありますので、やはりその辺はシビアに、今後その辺を比較検討して、やはり経費削減できる部分は削減していくという形で取り組んでいく必要があるのではないかと思いますので、その辺について考えがありましたらお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 政策的な問題もありますので私からお話しさせていただきますが、一つは先ほどから話している一般病床であろうと、あとは療養型であろうと、入院施設で24時間患者さんがいて面倒見ていく場合には当直医師というのは必ず必要なんです、夜も。ですから、先ほどから話になっている5,000万円の救急、医療の指定として、今、5,000万円もらっていますが、うまくそれを活用したほうがいいんじゃないかということが今のあれなんです。

ですから、一般病床なくなったからもらえない、もらえるじゃなくて、医師をお願いしている、入院患者がいる限りは医師を派遣せざるを得ないということなんです。

そこをまず一つは、それとあと抜本的に蔵王病院を今のままでずっと残していくか、それとも療養型をしながらやっていくか、それとももう完全に診療所に持っていくかと、その決断も目先に来ているのかなと思っています。そういった英断もせざるを得ませんが、ただ、前にもお話し申し上げているとおり、今、療養型がこれから五、六年先がピークを迎えるんですが、そのピークを迎える、高齢者のピークを迎えるその五、六年先までは、そこから今度緩やかに下がっていくわけですが、ですから、この10年間は療養型がどうしても必要だと。それで中核の病院としても、この療養型がぜひひとつ使わせてほしいという話もあるんです。話があるわけですが、その辺の考え方も含めて、ですから中核としっかりと話をしながら、この病院の在り方も含めて考えていかなければと何度か話はしているんですが、今度は英断の時期なのかなと思っています。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 今、町長から、療養型で進みたいということのご答弁ありましたけれども、今年の1月の全員協議会で示された改革プランの中で、6年度中には療養型に移行したいというような方向性を示して説明はいただいたんですけども、あと今年はまだあと3か月で6年度は終わるんですけども、6年度中にそれをある程度方向性を固めて、7年度あたりからは完全に療養型で進むというような形に経営体を経営形態を考えていくのかどうか、その辺、これは経営改善に向けての重要な経営方針になりますので、その辺もちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 以前にもお話しさせていただきましたが、一般病床と療養型合わせて36床だったんですね。今年度からは26床、ただその中に救急のあれが4ベッド、4床確保しておかないと、この5,000万円の救急指定のあれが確保できないと。その部分はありますが、ただ私が先ほどから申し上げているのは、もう今年度からそういった26床に、（「まだやっていないです」の声あり）来年か。ごめんなさい、7年度から26床にして対応していくということでありますので、1年ぐらい若干遅れたかと思いますが、そのような形にしていきたいと思っています。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第101号 令和6年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第16、議案第101号令和6年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第101号令和6年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において、予定額に392万1,000円を追加し、総額を4億5,497万8,000円にしようとするものであります。

また資本的収入において、予定額に27万2,000円を追加し、総額を2億2,053万2,000円に、資本的支出においては、予定額に10万円を追加し、総額を3億5,075万5,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第102号 令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第17、議案第102号令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第102号令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において、予定額に72万2,000円を追加し、総額を2億4,036万1,000円に、収益的支出については、予定額に83万6,000円を追加し、総額を2億6,675万3,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 先ほどの提案で、私、令和6年度の蔵王町水道と申し上げましたが、正確には令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算でありました。大変失礼しました。

それでは提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時48分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長

署名議員12番

署名議員13番